

美濃加茂都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を別のとおり変更する。

美濃加茂都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更理由書

本区域は、岐阜県の南部、木曾川沿いの濃尾平野の北部に位置し、「中濃圏域」、「可茂地域」に属しており、西は関都市計画区域及び各務原都市計画区域、南は可児都市計画区域、東は八百津都市計画区域及び御嵩都市計画区域に隣接しています。

本区域は、中濃圏域の商業・業務拠点であるとともに、(都)東海環状自動車道インターチェンジ周辺や(一)各務原美濃加茂線、(一)美濃加茂川辺線沿道には集積度が高い工業地域が形成されており、今後もこれらを活かした活力ある地域づくりが期待されています。

一方、木曾川、飛騨川をはじめ多くの河川が流れ、区域北部に広がる山並みなど自然豊かな地域であり、歴史・文化資源も多く、これらの地域資源を活かした地域づくりも望まれます。

今後は(都)東海環状自動車道西回りルート整備により高速道路ネットワークが拡充され、周辺地域との連携・交流の拡大が図られることとなります。

このようなことから、本区域の都市づくりの基本理念を「健康に暮らすことができる、安全・安心で、賑わいと活力があり、豊かな自然、歴史・文化が調和したコンパクトな都市づくり」と設定し、「“歩いて暮らせる便利な”まちづくり」、「“健康に暮らすことができる”まちづくり」、「“安全・安心を感じることができる”まちづくり」、「“賑わいと活力のある”まちづくり」、「“歴史・文化・自然と調和した”まちづくり」を目標として、都市づくりを進めます。

本区域における以上のような都市の将来像について、2018年(平成30年)に実施した都市計画基礎調査結果等を踏まえ、都市の発展の動向、人口等の現状及び2030年(令和12年)を目標年次とした将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設及び市街地開発事業等についてのおおむねの配置、規模等を定め、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、別のおり変更するものです。

美濃加茂都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(美濃加茂都市計画区域マスタープラン)

岐 阜 県

目 次

1	当該都市計画区域における現状と課題	1
1-1	既定計画におけるまちづくりの方針	1
1-2	まちづくりの現況	2
1-3	当該都市計画区域の課題	4
2	都市計画の目標	6
2-1	都市づくりの基本理念	6
2-2	地域毎の市街地像（まちづくりのイメージ）	6
2-3	各種の社会的課題への都市計画としての対応	9
2-4	当該都市計画区域の広域的位置づけ	11
3	区域区分の決定の有無	12
3-1	区域区分の有無	12
4	主要な都市計画の決定の方針	15
4-1	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	15
1.	主要用途の配置の方針	15
2.	市街地における建築物の密度の構成に関する方針	16
3.	市街地の土地利用の方針	17
4.	その他の土地利用の方針	18
4-2	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	19
1.	交通施設の都市計画の決定の方針	19
2.	下水道及び河川の都市計画の決定の方針	21
3.	その他の都市施設の都市計画の決定の方針	23
4-3	市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	24
1.	主要な市街地開発事業の決定の方針	24
2.	市街地整備の目標	24
3.	その他の市街地整備の方針	24
4-4	自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	25
1.	基本方針	25
2.	主要な緑地の配置の方針	26
3.	実現のための具体の都市計画制度の方針	27
4.	主要な緑地の確保目標	28

1 当該都市計画区域における現状と課題

1-1 既定計画におけるまちづくりの方針

美濃加茂都市計画区域（以降、「本区域」という。）を構成する美濃加茂市、坂祝町、富加町、川辺町では、各市町の総合計画の将来像を、次のように定めています。

総合計画	期間	将来像など
美濃加茂市 第6次総合計画 (策定： 2019年度)	2020 ～2029年度	<p>【まちの将来像】 Walkable City Minokamo ～すべての健康のために、歩き続けるまち～</p> <p>【目指す姿】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①健康な心 ②健康な体 ③健康な社会
坂祝町 第6次総合計画 (策定： 2015年度)	2016 ～2020年度	<p>【まちの将来像】 暮らしたい 訪れたい 魅力あふれるまち さかほぎ</p> <p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①安全で住みやすいまちをめざして ②豊かな心が育つまちをめざして ③健康長寿のまちをめざして ④活動と交流が盛んなまちをめざして ⑤誰もが主役のまちをめざして
富加町 第5次総合計画 (策定： 2015年度)	2016 ～2025年度	<p>【まちの将来像】 JUSTomika Life (ジャストミカライフ) みんなで創る 誰もが住みよい ちょうどいいまち とみか</p> <p>【まちづくりの基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①健康に暮らせるまちづくり ②魅力的な生活空間のあるまちづくり ③快適で安心安全なまちづくり ④豊かな心と文化を育むまちづくり ⑤魅力と活力あるまちづくり ⑥協働で進める自立したまちづくり
川辺町 第5次総合計画 (策定： 2014年度)	2015 ～2024年度	<p>【まちの将来像】 清流と人が織りなす活力あるまち</p> <p>【まちづくりの方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①美しく安らぎのあるまちづくり ②誰もが安心して暮らせるまちづくり ③みんなで学び合うまちづくり ④快適に暮らすことができるまちづくり ⑤新たな活力をおこすまちづくり ⑥共に考え行動するまちづくり

以上の既定計画の将来像や基本理念・目標等より、本区域における都市計画としてのまちづくりの方針を以下のように整理します。

- 健康で快適・安全・安心に暮らせる人にやさしいまちづくり
- 産業・交流活動を支えるまちづくり
- 豊かな自然と共生し、歴史的資源を活かしたまちづくり

1-2 まちづくりの現況

本区域は、依然として人口の増加傾向がみられるものの、少子高齢化が進展しており、将来的には人口減に転じる傾向にあると予測されています。

(都)東海環状自動車道の整備により広域交通体系が拡充されることで周辺地域との連携・交流が広がり、工業や商業、観光の一層の活性化によるまちづくりが期待されています。

また、豊かな自然と共生し、歴史資源等を活かしたまちづくりを進めています。

(1) 生きがいを持ち、快適で安全・安心に暮らせる人にやさしいまちづくり

① 人口増加の鈍化と少子高齢化の進展

- ・ 人口は緩やかな増加を示しているものの鈍化傾向にあり、約7万9千人(2015年)となっています。
- ・ 年少人口(0~14歳)の割合は14.7%(2015年)と年々減少傾向にあり、老年人口(65歳以上)の割合は24.2%(2015年)と年々増加傾向となっています。

② 遊休地や低・未利用地の顕在化と住工の混在

- ・ 用途地域内は、遊休地や低・未利用地が散在しています。
- ・ 幹線道路沿道に宅地や農地がみられる等、沿道商業地区としてのポテンシャルが十分に活かされていません。
- ・ JR美濃太田駅を中心とした市街地南西部の(都)国道21号線と(国)41号が交差する地域周辺や坂祝町の(一)各務原美濃加茂線とJR高山本線及び木曾川沿いに形成された市街地では、住工の混在がみられます。

③ 市街地縁辺部を中心とした生活基盤整備

- ・ JR美濃太田駅を中心とする商業地の縁辺部やその外側は、基盤が未整備で狭あいな道路が錯綜しています。
- ・ 公共下水道の普及率は87.2%(2018年度末)で、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置整備事業をあわせて進めています。
- ・ 都市計画道路の整備率は40.9%(2016年度末)となっています。

- ・ 都市計画公園の整備率は 62.7%（2018 年度末）と低いものの、用途地域内における整備率は 98.6%（2018 年度末）で、都市計画区域人口一人当たりの公園面積は 16.7 m²となっています。

④ 計画的な市街地の形成

- ・ 美濃加茂インターチェンジ周辺の中部台地地区、中蜂屋地区及び坂祝町の加茂山地区に計画的な市街地が形成されています。

⑤ 安全対策

- ・ 河川が一部未改修となっています。
- ・ 既成市街地の木造住宅密集地や商店街では、オープンスペースが少なく、防災機能が低い状況にあります。

(2) 産業・交流活動を支えるまちづくり

① 広域道路体系の拡大

- ・ 本区域内には、(都)東海環状自動車道の 2 箇所のインターチェンジ（美濃加茂インターチェンジ、富加関インターチェンジ）、また、インターチェンジへのアクセス道路となる(国)418 号や(都)坂祝バイパス線と(都)国道 248 号バイパス線が整備され、広域的な交通ネットワークが拡大しています。

② 公共交通機関の利便性

- ・ 鉄道は、JR 美濃太田駅を中心に JR 高山本線、長良川鉄道越美南線、JR 太多線が整備されています。
- ・ JR 美濃太田駅の乗降客数は、1995 年以降ほぼ横ばいです。

③ 産業構造の変化

- ・ 産業別就業者数の割合(2015 年)は、第一次産業就業者 3.2%、第二次産業就業者 39.5%、第三次産業就業者 53.8%となっており、商工業中心の産業構造となっています。
- ・ 商業は、商店数が 2014 年～2016 年にかけて横ばい傾向であるものの、年間商品販売額は増加傾向にあります。
- ・ 広域的な集客力のある観光施設として、ぎふ清流里山公園（平成記念緑のふれあい広場）があります。
- ・ 工業は、事業所数が 2012 年以降横ばい傾向であり、製造品出荷額等は県全体の約 7%（2015 年）を占め、2013 年以降は若干の増加傾向となっています。

- ・ 美濃加茂インターチェンジ周辺や富加町西部では企業誘致の推進により計画的な工業団地が整備されています。

(3) 豊かな自然と共生し、歴史的資源を活かしたまちづくり

① 豊かな自然・歴史的資源

- ・ 木曾川、飛騨川等、水辺と緑の山並みが多い自然の豊かな地域となっています。
- ・ JR 美濃太田駅南部の木曾川沿いに中山道太田宿のまち並みが残っています。

② 自然を活用した交流拠点整備

- ・ 豊かな自然環境を活かしたぎふ清流里山公園（平成記念緑のふれあい広場）等の公園が整備又は計画されています。
- ・ 川辺ダム湖周辺は、健康づくりや自然とのふれあいの場として広く親しまれています。

1-3 当該都市計画区域の課題

まちづくりの現況を踏まえた本区域の課題は以下のとおりです。

(1) 適正な土地利用の誘導による集約型都市構造への転換

- ・ 人口減少社会の到来を踏まえ、様々な生活利便機能がコンパクトに立地し、公共交通によって結ばれた利用しやすい環境を整備していく必要があります。
- ・ 用途地域内の遊休地や低・未利用地等の有効活用が課題となっています。

(2) 土地利用、市街地整備の計画的な展開

- ・ 秩序ある土地利用を図り、まとまりのある都市計画区域の形成を図るため、総合的かつ計画的な土地利用の推進及び都市機能と生活環境の総合的な整備を図る必要があります。
- ・ 広域交通体系が整備される中で、無秩序な市街地開発を抑制し、適正な土地利用を計画的に誘導する必要があります。
- ・ 超高齢化社会の到来に備え、医療・福祉環境の充実や健康を実感できる環境を整備する必要があります。

(3) 地域の活性化につながる社会基盤の整備

- ・ インターチェンジ等の交通拠点機能を有効活用するため、幹線道路網につながる地域の道路網の形成を図る必要があります。
- ・ 公共交通機関は、重要な移動手段として交通ネットワークの維持と利用促進を図り、利便性の向上に努める必要があります。
- ・ (都)東海環状自動車道や(都)国道 41 号美濃加茂バイパス線をはじめとした広域道路体系の

インパクトを活用して産業活動を支える環境整備や雇用の場の創出を図る必要があります。

(4) 都市の安全・安心の確保

- ・ 大規模災害に対応できる都市基盤整備や適正な土地利用の誘導を図り防災力を高め、災害に強い、安全・安心なまちづくりを進める必要があります。
- ・ 地域の防災力強化に向けた体制づくり、より広い住民への周知、避難時に助け合える仕組みを整えるなどの対策に取り組んでいく必要があります。

(5) 良好な自然環境や歴史的資源の活用

- ・ (都)東海環状自動車道や(都)国道41号美濃加茂バイパス線などの広域幹線道路の整備に伴い、交流人口の増大が期待される中、地域を代表する自然資源、歴史・文化を活用して交流拠点の充実・形成を図る必要があります。
- ・ 既存の地域資源の情報発信を充実・強化し、インバウンド対策を促進するなど、誰もが訪れたい魅力的なまちづくりを進めていく必要があります。

2 都市計画の目標

2-1 都市づくりの基本理念

本区域では、①JR美濃太田駅周辺を中心とした都市機能の集積、②良好な自然環境と歴史・文化資源との共生、③広域の交通アクセスを活かした産業誘導など個性ある都市づくりを推進してきました。

近年、人口減少・少子高齢化、自然災害の発生、循環型社会の構築と自然との共生、新しい産業構造への転換など、社会経済情勢は大きく変化しています。

このため、「歩いて暮らせる便利な”まちづくり”」、「健康に暮らすことができる”まちづくり”」、「安全・安心を感じることができる”まちづくり”」、「賑わいと活力のある”まちづくり”」、「歴史・文化・自然と調和した”まちづくり”」を目標として、都市づくりの基本理念を次のよう設定します。

健康に暮らすことができる、安全・安心で、賑わいと活力があり、
豊かな自然、歴史・文化が調和したコンパクトな都市づくり

2-2 地域毎の市街地像（まちづくりのイメージ）

本区域を地域の特性をもとに、「住居地域」、「商業地域」、「工業地域」、「農業・集落地域」、「森林・緑地地域」の5つの地域に大別し、都市づくりの基本理念と目標に基づき、多様な都市機能が集約・連携する都市構造を目指して、地域毎のまちづくりのイメージを示します。

(1) 住居地域

① 低層住居地区

- ・ 中心市街地北部の緑辺部や美濃加茂インターチェンジ南部の計画的に開発された住宅団地などは低層で良好な住環境の維持保全を図り、ゆとりと潤いのある住環境の形成を図る地区とします。

② 一般住居地区

- ・ 住工の混在化の純化に努め、地域医療の充実・強化、災害拠点病院としての役割や健康増進機能を持つ「医療拠点」を備えた、より暮らしやすい住環境の形成を図る地区とします。

(2) 商業地域

① 中心商業地区

- ・ 旧来の中心商業地である JR 美濃太田駅南側や新たな発展核である JR 美濃太田駅北側の商業地エリアや旧中山道沿道地区は、商業機能の強化を図り、圏域の顔となる魅力ある中心商業地区の形成を図る地区とします。
- ・ JR 古井駅周辺や JR 中川辺駅周辺、(都)国道 248 号バイパス線付近は、商業機能やコミュニティ機能の充実を図り、地域住民のふれあいのある商業地の形成を図る地区とします。

② 沿道商業地区

- ・ 中心商業地区と連担する主要幹線道路沿道は、沿道型商業施設の立地誘導を図り、幹線道路の利便性を活かした商業地の形成を図る地区とします。
- ・ 長良川鉄道富加駅及び(国)418 号沿道では道の駅を中心としたさらなる商業地の形成を目指す地区とします。

(3) 工業地域

- ・ 本区域の中心市街地北西部における既存工業団地地区や美濃加茂インターチェンジ周辺地区は、国内製造業、先端技術産業等の誘致を図り、本区域の産業拠点としての強化を図り、その他の既存の工業地区は、周辺環境への配慮を図りつつ工業の増進に努める地区とします。

(4) 農業・集落地域

① 農業地区

- ・ 本区域北部を中心に広がる優良農地は、良好な緑地空間としての機能の保全を図る地区とします。

② 集落地区

- ・ 狭あいな生活道路の改善や排水対策等の生活基盤整備、公園等の整備を図り、安全・安心な住環境を確保し、「ゆとり」、「潤い」、「やすらぎ」が実感できる暮らしやすい農村集落地の形成を図る地区とします。

(5) 森林・緑地地域

① 農業地区

- ・ 本区域の河川、森林等は豊富な自然環境に身近にふれあえる空間を創出するとともに、それぞれの自然・レクリエーション地区相互や市街地、集落地をネットワークさせるこ

とにより、広がりのある都市空間の形成を図る地区とします。

図：地域区分図



2-3 各種の社会的課題への都市計画としての対応

社会的課題に対する本区域における都市計画上の対応は以下のとおりです。

(1) 集約型都市構造の実現

① 適切な土地利用誘導による集約型都市構造の実現

- ・ 超高齢化社会への対応や中心市街地の活性化等を視野に入れた効率的な土地利用の推進を図るため、道路体系や各地域の拠点特性に対応した整備を図ることにより、集約型都市構造の実現を目指します。
- ・ 新たな土地利用の需要に対しては、既存の用途地域内において、計画的な基盤整備等による未利用地の有効利用を図ります。
- ・ 用途地域外の既存集落は、現在の住環境の維持・改善を図ります。

② インターチェンジ及び駅周辺地区の拠点性の充実・強化

- ・ (都)東海環状自動車道の美濃加茂インターチェンジをはじめ、公共施設や鉄道駅等、各地域の主要な拠点が集積している地区を、定住・交流の拠点として位置付けます。
- ・ 道路網の構築は、(都)東海環状自動車道のインターチェンジを基点とし、地域間の機能連携を目指した交通ネットワークの形成を図ります。

(2) 環境負荷の軽減

① 自然環境の保全

- ・ 川や森林が持つ生物多様性やCO₂の吸収機能等を保全するため、自然環境に配慮した秩序ある開発の誘導を行い、森林の保全に努めます。

② 循環型社会の構築

- ・ 循環型社会を構築するため、ごみの排出抑制、再利用処理体制の整備、4R(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)を推進します。

③ 環境にやさしい交通体系の確立

- ・ 市街地内での交通渋滞を解消するため、広域幹線道路や周辺地域へのアクセス道路の整備促進を図ります。
- ・ 公共交通機関における利便の増大を図るため、公共交通機関相互や自動車交通との結節機能の向上等の環境改善に努めます。

④ 地球温暖化、低炭素社会の実現

- ・ 地球温暖化など環境の悪化を防止し低炭素社会を実現するため、都市における円滑な交

通を確保する道路網の整備、環境負荷が少なく省エネルギー型の交通機関の導入や都市施設の緑化を進めます。

(3) 都市の防災性・防犯性の向上

① 防災対策の確立

- ・ 多様化・複雑化する救急需要や災害時に対応できる広域的な消防・救急等の充実を図ります。

② 防災性の向上

- ・ 土砂災害のおそれのある区域においては一定の開発の抑制や、警戒避難体制の整備等のソフト対策とともに、河川改修や砂防施設整備等のハード対策を充実します。
- ・ 市街地では火災時の延焼防止、災害時の安全な避難路の確保や避難施設などの整備を行うとともに、住宅等の耐震化を促進して防災性の向上に努めます。
- ・ 水道、ガス、電気、電話等のライフラインは、施設の耐震性の向上を図るなど災害時における信頼性を高めます。

③ 防犯まちづくり

- ・ 防犯灯・防犯カメラの設置、道路や公園等を防犯に配慮した構造とするなど犯罪が発生しにくい環境づくりに努めます。
- ・ 防犯意識の普及と高揚、地域住民の自主防犯活動の促進や監視体制の強化を図り、地域全体で犯罪を防ぐ環境づくりに努めます。

(4) 都市のバリアフリー化

- ・ 鉄道やバス等の公共交通の利便性向上を図り、歩行者や自転車等が安全・快適に移動できる環境整備を推進します。
- ・ 高齢者や障がい者などが自立して日常生活を送ることができるよう、全ての人が安心して快適に暮らせる都市や住環境の形成を促進します。

(5) 良好な景観の保全・形成

① 優良な景観資源の保全と再生

- ・ 地域・地区の特性を表した自然景観、都市景観、歴史的景観の保全・創造に資する取り組みを支援し、美しい都市・風土づくりを推進します。
- ・ 本区域の自然資源である河川は、環境や景観の維持・向上を図り、周辺の自然環境に適した河川や親水機能の整備を推進します。

- ・ 一体的開発を行う地区や工業地等は、計画的な景観整備の誘導を図り、地域特性に応じたまち並みの保全に努めます。

② 住民参加による景観づくり

- ・ 市民や事業者、地域住民等の取組みの促進・支援、住民と行政の役割分担に留意して質の高い景観形成を推進します。

2-4 当該都市計画区域の広域的位置づけ

本区域は、岐阜県の南部、木曾川沿いの濃尾平野の北部に位置し、「中濃圏域」、「可茂地域」に属しており、西は関都市計画区域及び各務原都市計画区域、南は可児都市計画区域、東は八百津都市計画区域及び御嵩都市計画区域に隣接しています。

本区域は、中濃圏域の商業・業務拠点であるとともに、(都)東海環状自動車道インターチェンジ周辺や(一)各務原美濃加茂線、(一)美濃加茂川辺線沿道には集積度が高い工業地域が形成されており、今後もこれらを活かした活力ある地域づくりが期待されています。

一方、木曾川、飛騨川をはじめ多くの河川が流れ、区域北部に広がる山並みなど自然豊かな地域であり、歴史・文化資源も多く、これらの地域資源を活かした地域づくりも望まれます。

今後は(都)東海環状自動車道西回りルートを整備により高速道路ネットワークが拡充され、周辺地域との連携・交流の拡大が図られることとなります。

3 区域区分の決定の有無

3-1 区域区分の有無

本区域の現状及び今後の見通しを分析し、「市街地の拡大の可能性」、「良好な環境を有するコンパクトな市街地の形成」及び「緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮」の視点から区域区分の有無を定めます。

(1) 本区域の現状及び今後の見通し（展望）

① 地形その他の地理的条件

- ・ 森林から拓かれた木曾川及び飛騨川沿いの限られた平坦部に市街地が展開しています。
- ・ 本区域北西部は優良農地が広がり、北東部及び南西部の森林は自然公園等に指定され、都市計画以外の施策により土地利用が規制されています。

② 人口の増減及び分布の変化並びに今後の見通し

- ・ 本区域内の人口は、緩やかな増加を示しているものの鈍化傾向にあり、今後は、減少傾向に転じるものと予測されています。

③ 産業の業況及び今後の土地需要の見通し

- ・ 工業の製造品出荷額等は、ほぼ横ばいの状態にあるものの、(都)東海環状自動車道へのアクセス性に優れていることから依然として企業の進出意向が高く、工業系土地需要の増大が見込まれます。
- ・ 商業の年間商品販売額は、2012年以降増加傾向にあり、今後も交通利便性を活かした沿道型商業施設の土地需要が見込まれます。一方で、中心商業地区では活力の低下がみられます。

④ 土地利用の現状等

- ・ 都市的土地利用で最も多い住宅用地(7.9%)は微増、工業用地(2.8%)、商業用地(1.3%)はほぼ横這いで推移しています。

⑤ 都市基盤施設の整備の現状及び今後の見通し

- ・ 都市計画道路は75.53 km(うち、12.67 kmが(都)東海環状自動車道)が計画決定されており、30.89 km(2016年度末)が整備済みで整備率は40.9%(2016年度末)となっています。

- ・ 都市計画公園は 210.91ha が計画決定されており、132.14ha が整備済みで整備率は 62.7% (2018 年度末)、都市計画区域人口一人当たりの公園面積は 16.7 m²/人となっています。
- ・ 公共下水道は、計画されている排水面積 2,397.60ha のうち 2,089.99ha が整備済みで整備率は 87.2% (2018 年度末) となっています。

⑥ 産業振興等に係る計画の策定又は大規模プロジェクト等の実施の有無

- ・ (都)東海環状自動車道、(国)418 号、(都)坂祝バイパス線、(都)国道 41 号美濃加茂バイパス線、(都)国道 248 号バイパス線が整備され、広域的な交通利便性が向上しています。
- ・ 美濃加茂インターチェンジ周辺において、中部台地土地区画整理事業 (74.5ha)、中蜂屋土地区画整理事業 (30.3ha) が完了し、ぎふ清流里山公園 (平成記念緑のふれあい広場 159.6ha) が一部供用開始されるなど、新たな交流拠点や産業拠点の整備が進んでいます。

(2) 区域区分の有無

① 市街地の拡大の可能性

- ・ 市街地周辺の平坦地のほとんどは、既に集落地を形成しているか、農用地区域に指定されており、市街地が面的に拡大する可能性は低いと考えられます。
- ・ 住居系の新たな土地需要に関しては、用途地域内未利用地の基盤整備等を計画的に行い有効利用することにより、無秩序な市街化を抑制できます。
- ・ 市街地外の(国)41 号沿道など、商業系施設の進出により局部的な宅地化が進展している地区や新たな開発の需要がある地区は、計画的な用途地域や特定用途制限地域の指定及び地区計画制度の導入により土地利用をコントロールすることが可能です。
- ・ 工業系土地利用は、既存の工業団地群周辺といった限られた地域において、計画的な工業用地造成の実施と併せた工業地の拡大が予定されていますが、その他に新たに計画されている工業団地においても、地区計画制度等の導入により土地利用をコントロールすることが可能です。

② 良好な環境を有するコンパクトな市街地の形成

- ・ 市街地は、これまでに市街地再開発事業や土地区画整理事業の実施、道路、下水道等の整備が計画的に進められており、概ね良好な市街地環境が形成されています。
- ・ 人口減少・少子高齢化に対応した持続可能なまちづくりを進めるため、立地適正化計画等の方針に基づき、都市機能や居住の誘導を図り、集約型都市構造への転換を図っています。

③ 緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮

- ・ 用途地域内外では多様なレクリエーションニーズへの対応や災害の防止、生活環境の改善等に資するため、都市における緑と貴重なオープンスペースとして公園緑地の整備を進めています。
- ・ (都)東海環状自動車道、(都)坂祝バイパス線のインターチェンジ周辺や(都)国道 248 号バイパス線沿道、(都)山手線沿道地区や美濃加茂市加茂野地区等では無秩序な開発の抑制を行い、優良農地や自然環境の保全を図っています。



以上により、本区域においては、区域区分によらなくとも用途地域指定等の方法により、無秩序な市街化を抑制し、良好な環境を有するコンパクトな市街地の形成と自然環境の保全が可能なことから、区域区分を定めないものとします。

4 主要な都市計画の決定の方針

4-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1. 主要用途の配置の方針

(1) 住居系

① 低層住居地区

- ・ 本区域南部の鉄道沿線や幹線道路の整備によりアクセスが向上した地域は低層戸建住宅を中心とする住宅地として、ゆとりと潤いを感じることができる良好な居住環境の維持・向上を図ります。

② 中低層住居地区

- ・ JR 美濃太田駅北側の既成市街地周辺や幹線道路沿道の地域は、高層住宅の混在を避けるなど良好な居住環境の維持・向上を図ります。
- ・ 川辺町役場周辺の市街地は、遊休地や低・未利用地の宅地化を促進するとともに、住宅地内の緑化推進やダム湖周辺との一体的な景観整備を図り、潤いのある居住環境の創出を図ります。

③ 一般住居地区

- ・ 既成市街地全般では、既に整備されたインフラなどの基盤整備を活かし、快適で安全・安心を感じることができる居住環境の形成を図ります。
- ・ 美濃加茂市の蜂屋南地区周辺は、新病院（中部国際医療センター）の整備や関連する医療・福祉機能の集積を契機に、本市のみならず可茂地域全体の医療の増進に資する土地利用の誘導を図ります。

(2) 商業系

① 中心商業地区

- ・ JR 美濃太田駅南地区や JR 美濃太田駅北側の商業地エリア、中山道地区は、中心商業地区として、活力とにぎわいの創出に資する商業施設や事業所などの誘導を図ります。
- ・ JR 美濃太田駅周辺では南側の市街地再開発事業を契機に、老朽化が進む市街地の更新に取り組み、歩いて楽しめるまちなかの形成を図ります。

② 近隣商業地区

- ・ (一)美濃加茂川辺線沿道地区を含む JR 古井駅周辺地区に配置し、古井駅周辺の再整備等を進めながら、周辺地区の生活利便性に寄与する土地利用の誘導を図ります。

③ 沿道商業地区

- ・ (一)各務原美濃加茂線、(一)美濃加茂川辺線、(都)国道 248 号バイパス線及び中心商業地区や近隣商業地区と連担する主要幹線道路沿道に配置し、沿道機能の増進やマイカー利用者の利便性確保等を目的とした、周辺環境に十分に配慮した商業施設や生活利便施設の誘導を図ります。

④ 大規模集客施設立地エリア

- ・ 大規模集客施設が立地している JR 美濃太田駅北側の商業地エリアを大規模集客施設立地エリアとして位置付け、機能の維持・更新を図ります。

(3) 工業系

- ・ (都)東海環状自動車道の整備に伴う高速交通体系の充実による利便性を活かし、インターチェンジ周辺及びアクセス道路となる幹線道路沿線に新たな工業用地の検討・整備を図ります。
- ・ 既存用途地域内工業地は、周辺環境との調和に配慮した良好な操業環境の維持・保全を図ります。
- ・ 既存用途地域で住工混在により操業環境の維持が厳しい状況の場合は、土地利用動向を見極めつつ、必要に応じて都市計画手法の導入等も見据えながら将来的な土地利用のあり方を検討します。

2. 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

(1) 住居系

- ・ 低層住宅地の立地する地区等は、低密度（容積率 100%以下）とし、その他の住宅地は周辺環境との調和を図りながら中密度（容積率 200%）を基本として適切に定めます。

(2) 商業系

- ・ 鉄道駅周辺など中心商業地区においては必要に応じて建築物密度の高度化を図る一方、幹線道路沿道においては、ゆとりあるまち並み形成に向け中密度（容積率 200%）な市街地形成を図ります。

(3) 工業系

- ・ ゆとりある就業環境や防災上の安全性を確保するため、中密度（容積率 200%）な市街地形成を図ります。

3. 市街地の土地利用の方針

(1) 土地の高度利用に関する方針

- ・ JR 美濃太田駅南地区は、高度利用地区に指定されており、駅前に市街地再開発事業によるホテルが建設されるなど、中心商業地区の一つの拠点施設となっています。
- ・ 今後、市街地再開発事業に伴い JR 美濃太田駅周辺地区全体の活性化・高度利用を図ります。

(2) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・ 美濃加茂市商業地周辺の既成市街地、JR 坂祝駅周辺や川辺町中心商業地を取り囲む市街地をはじめとした一般住宅地は、良好な住環境を備えた住宅地を形成します。
- ・ 美濃加茂市太田町周辺や坂祝町取組・酒倉地区周辺、川辺町役場周辺をはじめとした住工の混在地区は、基盤整備等の促進と併せ、地区計画等による街区毎の土地利用の純化を図ります。

(3) 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・ 中部台地地区の低層住宅地は、戸建てを中心とする住宅地とし、ゆとりと潤いのある住環境を創出するため、導入されている地区計画制度等による統一感のあるまち並みづくりや魅力ある街路空間の整備を図ります。
- ・ 美濃加茂市古井駅周辺の再整備等を進めながら周辺地区の生活利便性に寄与する土地利用の誘導を図ります。
- ・ 中心市街地は、現在指定されている準防火地域の維持を図り、建築物の不燃化を促進します。

(4) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- ・ 前平公園については、再整備を進めます。
- ・ 住区基幹公園は、市街地形態や誘致距離圏等に配慮した配置を検討し、集落地内においては、地域資源等を活かした身近な公園整備の検討を進め、緑豊かなまちづくりを進めるため、民有地も含めた市街地等の緑化の推進を図ります。
- ・ 木曾川・飛騨川は、飛騨木曾川国定公園として保全が図られていますが、市街地、集落地の環境整備と一体となった水辺空間の創出を図るため、親水・景観緑地として位置付け、潤いと景観性の高い緑地空間として整備します。
- ・ 津保川、川浦川沿いは、河川を活かした水辺空間の形成を図る場所と位置付け、川浦川沿いには親水公園を整備します。

4. その他の土地利用の方針

(1) 優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・ 市街地を取り囲む優良農地は、都市的土地利用との調整を図りつつ、都市近郊農地及び貴重な緑地空間として保全を図ります。
- ・ 川辺ダム湖の左岸地域や本区域東部で見られる農地と宅地が混在している区域は、市街化動向を勘案しつつ、原則として農地の保全を図ります。
- ・ 美濃加茂市西部から富加町に至る地区、飛騨川沿川に広がる農地は、主要な農業生産の場として、農業生産基盤の保全・整備を図り、農地の効率的な利用と生産性の向上につながる環境づくりに努めます。
- ・ 農業を活かした交流により地域の活性化を図るため、観光農園等への利用を検討します。

(2) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 市街地を災害から守るため、市街地を取り囲む丘陵・森林区域では、森林の保全と水源涵養機能の強化に努め、山腹崩壊や土石流を防止するとともに、下流域を含めた水害の緩和を図ります。
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害（特別）警戒区域、砂防指定地等に対する住民の意識啓発を図るとともに、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定により、無秩序な宅地開発等を抑制し、農地、保安林、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域などは、災害防止の観点から保全し開発を抑制します。
- ・ 必要な開発等を行う場合には、事業者に対して、代替施策の実施により従前の保水・遊水機能を保全させるなどの対策を進め、雨水・土砂流出の抑制に努めます。
- ・ 既成市街地の木造住宅密集地や商店街では、オープンスペースが少なく防災機能が低いため、公共施設や住宅などの耐震改修を促進するとともに、延焼防止、避難路、避難地に対応できる道路、公園等の基盤整備や建築物の不燃化を促進し、安全な市街地の形成を図ります。

(3) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・ 木曾川、飛騨川や本区域北部及び東部に広がる丘陵地・森林は、自然環境の保全、森林の育成等の観点から自然公園として指定されており、今後もこれらの規制により、維持や保全、活用を図り、自然と共生した緑豊かなまちづくりを進めます。
- ・ 富士山、梨割山や山楠公園等の自然に親しむ場となる自然環境には、自然とふれあうために必要な散策道等の施設のほかに、原則として保全に努めます。

(4) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・ 集約型都市構造の実現に向け、用途地域外は、新たな宅地開発の抑制、農地、山林の保全に努め、新たな土地利用の需要に対しては、既存の用途地域内の低・未利用地の活用を優先します。
- ・ 都市の活力を生み出すために必要な産業用地の確保や、良好な居住環境の形成等のために必要な場合には、周辺の自然環境や営農環境等との調和に十分に配慮し、農林漁業に関する土地利用との調整を図った上で、計画的な整備を許容します。
- ・ 用途地域外は、建築物及び土地利用の状況に応じ、特定用途制限地域の土地利用規制を行い、無秩序な農地の改廃を防止し、良好な集落地環境等の保全に努めます。
- ・ 一定の市街地形態を成している集落地は、生活道路・排水基盤を整備しつつ、地区計画制度の導入等により良好な生活環境を誘導します。

4-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針**1. 交通施設の都市計画の決定の方針****(1) 基本方針****① 交通体系の整備の方針****● 広域交通体系の確立**

- ・ (都) 東海環状自動車道は、東海 3 県の諸都市を結び伊勢湾・東海環状軸を形成する重要な高規格幹線道路であり、本区域の幹線道路網とのネットワークを確立し、活性化を図るとともに隣接する都市との広域ネットワークの確立を図ります。

● 都市内ネットワークの確立

- ・ 産業経済の発展、人と文化の交流、快適で安全・安心なまちづくりを進めるため、(都) 東海環状自動車道のインターチェンジなどへのアクセス強化を図り、美濃加茂市と坂祝町、富加町、川辺町の一層の均衡ある発展と連携強化を図ります。

● 安全な歩行者環境の確立

- ・ 高齢者や障がい者等の円滑な移動を確保するため、歩道等の歩行者空間のバリアフリー化を推進します。
- ・ 商業地、住宅地の特性に応じ、外国人にも配慮したユニバーサルデザインの導入を図り、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが安全かつ快適に歩行できる空間の確保を推進します。

● 利用者の利便性に優れた公共交通体系の確立

- ・ 公共交通の利用促進と住民の移動手段の確保のため、公共交通の充実と自動車交通との連携強化を図ります。
- ・ 鉄道は、岐阜方面や名古屋方面との連絡強化を図るため、JR 高山本線や JR 太多線の複線電化の促進、ダイヤの改善により、名古屋市への利便性の向上などの施策を進めます。

- ・ 長良川鉄道越美南線は、地域交通路線としての確立を図るため、観光列車「ながら」・デザイン列車の運行やPR活動等を積極的に進め、その利用促進を図ります。
- ・ バスは、高齢化の進展等による需要の高まりに対応するため、コミュニティバス等の維持や利便性向上を進めます。また、バスのサービス水準の向上を図るため、デマンドタクシー運行、バスロケーションシステムや自動運転技術の活用等の新たな公共交通システムについて検討します。

● 都市計画道路の見直し

- ・ 未完成路線については、必要性・効率性等を検証のうえ、必要に応じて見直しを行い、効率的な整備を進めます。
- ・ JR 美濃太田駅南側の市街地再開発事業にあわせて、周辺の都市計画道路の見直しを検討します。

② 整備水準の目標

- ・ 概ね20年後の整備水準の目標を整備率100%とし、既決定路線の全線整備を目指します。

(2) 主要な施設の配置の方針

① 道路

- ・ 本区域の主要な道路を以下のとおり配置します。

道路の種類別	路線名
広域道路網への対応を図る路線	・ (都) 東海環状自動車道、(都) 国道 41 号美濃加茂バイパス線、(都) 関金山線、(仮称) 名濃道路、(仮称) 美濃加茂下呂連絡道路、(国) 418 号
近隣都市との連携を強化する路線	・ (都) 国道 248 号バイパス線、(都) 坂祝バイパス線、(都) 国道 21 号線、(一) 各務原美濃加茂線、(都) 国道 41 号美濃加茂バイパス線、(国) 41 号、(主) 美濃川辺線、(主) 富加七宗線、(一) 富加坂祝線、(主) 可児金山線、(一) 野上古井線、(一) 美濃加茂川辺線、(都) 国道 41 号線、(都) 可児 248 号バイパス線
都市計画区域内道路網への対応を図る路線	・ (都) 正理インター線、(都) 西畑正理線、(都) 塚原河渡線、(都) 太田駅前線、(一) 大平賀富加停車場線

② 鉄道

- ・ 岐阜・飛騨方面に向かって JR 高山本線、可児市方面に JR 太多線、関方面に長良川鉄道越美南線が運行しており、JR 美濃太田駅、JR 中川辺駅、JR 坂祝駅、長良川鉄道富加駅が本区域の主要な駅となっています。

(3) 主要な施設の整備目標

- ・ 優先的に概ね 10 年以内に整備することを予定する施設は以下のとおりです。

種 別	名 称	備 考
道 路	(都) 東海環状自動車道	一部
	(都) 坂祝バイパス線	一部
	(都) 国道 248 号バイパス線	一部
	(主) 可児金山線	一部

2. 下水道及び河川の都市計画の決定の方針**(1) 基本方針****① 下水道及び河川の整備の方針****● 公共水域の水質保全と公衆衛生の向上**

- ・ 木曾川水系は、木曾川右岸流域公共下水道事業により整備を進めています。
- ・ 特定環境保全公共下水道事業「富加処理区」及び公共下水道事業「蜂屋川処理区」の整備を進めています。
- ・ 今後も、公共水域の水質保全と公衆衛生の向上を図るため、公共下水道事業を継続し、処理区域の拡大等を推進します。

● 安全な生活空間の確保

- ・ 本区域には木曾川水系などの 18 の一級河川があり、特に、加茂川は都市化の進展に伴う流出量の増加により災害や浸水被害が発生しています。このため、雨水排除事業にも積極的に取り組み、排水対策を推進するとともに、流域全体の保水機能の維持向上のため、開発事業者に対しては、雨水流出抑制などの対策を実施する指導を図ります。
- ・ 従前からの遊水機能を有する土地において、やむを得ない開発を行う場合には、事業者に対して、代替施策の実施により従前の保水・遊水機能を保全させるなど、総合的な治水対策を推進します。

● 交流拠点や良好な景観を演出する親水空間の創出

- ・ 河川は、地域整備と調和した修景に配慮した親水空間を創出し、暮らしと水との結びつきが体感できるまちづくりを目指します。

② 整備水準の目標**● 下水道**

- ・ 公共下水道は、本区域の概ね 20 年後の整備水準の目標として汚水処理人口普及率 100% を目指します。

● 河川

- 河川の整備は、施設整備の現状を考慮し、県が管理する中小河川は中期的な整備水準の目標として、以下の治水安全度を目標とし、国が管理する木曽川は、目標とする治水安全度に応じて整備を進めます。

種 別	整備水準の目標（治水安全度）
河 川	加茂川：1/10
	水無瀬川：1/30
	津保川：1/10～1/20
	深渡川：1/10
	川浦川：1/20
	飯田川：1/10

(2) 主要な施設の配置の方針

① 下水道

- 木曽川右岸流域公共下水道事業は、「川合東処理分区」、「田島処理分区」、「西町処理分区」、「太田処理分区」、「森山処理分区」、「川合西処理分区」、「古井処理分区」、「中富処理分区」、「深田処理分区」、「下米田処理分区」、「酒倉第1～3処理分区」、「取組第1～3処理分区」、「川辺第1～5処理分区」を配置します。
- 公共下水道事業は、「蜂屋川処理区」の処理施設として、蜂屋川クリーンセンターを配置します。
- 特定環境保全公共下水道事業は、「富加処理区（富加町、美濃加茂市（鷹之巣、市橋）」の処理施設として、富加町浄化センターを配置します。

② 河川

- 木曽川は、防災と飛騨木曽川国定公園の保全という目的から、幅員 290～470m、延長 4,000m を都市施設として配置します。
- 木曽川に合流する飛騨川や加茂川及び迫間川、加茂川に合流する寿後川、飛騨川に合流する水無瀬川、雄鳥川、飯田川、深渡川、本区域西部を流れる蜂屋川、津保川、志津野川、本区域北部を流れる甘屋川、大洞川、太市川、納古川やこれらが合流する川浦川を主要な河川として位置付けます。

(3) 主要な施設の整備目標

- ・ 優先的に概ね 10 年以内に整備することを予定する施設は以下のとおりです。

種 別	名 称	市 町 名	備 考
下水道	流域関連公共下水道	美濃加茂市 川 辺 町 坂 祝 町	川合東、田島、西町、太田、森山、川合西、古井、中富、深田、下米田、酒倉第 1、川辺第 1～5 処理分区
	公共下水道	美濃加茂市	蜂屋川処理区
	特定環境保全公共下水道	富 加 町	富加処理区（富加町、美濃加茂市（鷹之巣、市橋））
河川	加茂川		河川改修
	水無瀬川		河川改修
	深渡川		河川改修
	川浦川		河川改修、環境整備
	飯田川		河川改修

3. その他の都市施設の都市計画の決定の方針**(1) 基本方針**

- ・ し尿処理は、公共下水道の進捗状況に合わせ、浄化槽等からの切り替えを促進するとともに、施設的环境整備を図り、し尿・汚泥の適切な処理、再生利活用（肥料等）の取組みを推進します。
- ・ ごみ処理は、環境保全の観点からごみの減量、資源化、再利用についての住民啓発を図るとともに、ごみ処理を適切に行います。
- ・ 火葬場は、今後も適切な維持管理・運営に努めます。

(2) 主要な施設の配置の方針**① し尿処理施設**

- ・ し尿処理施設は、可茂衛生施設利用組合が運営する「緑ヶ丘クリーンセンター」を配置します。

② ごみ処理施設

- ・ 一般廃棄物の処理施設は、可茂衛生施設利用組合が運営する「可茂クリーンパーク」（可児市）を配置します。

③ 火葬場

- ・ 火葬場は、可茂衛生施設利用組合が運営する「可茂聖苑」を配置します。また、適切な維持管理・更新を図ります。

4-3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

1. 主要な市街地開発事業の決定の方針

- ・ 市街地整備は、既成市街地の再整備を優先して行い、集約型都市構造の実現を目指し、官民が協働した多様かつ柔軟な市街地開発事業等により良好な市街地の形成に努めます。
- ・ 本区域の果たす役割は、広域道路網の整備に伴い大きくなっており、中濃圏域の拠点としてふさわしい市街地形成を図る必要があります。
- ・ 本区域は、土地区画整理事業や工業団地造成事業等により計画的に市街地を形成しており、JR 美濃太田駅南側の中心商業地においても、土地区画整理事業や市街地再開発事業により商業地を形成しています。
- ・ 都市基盤が未整備な地区は、土地区画整理事業を中心に、居住地と道路や公園等の都市施設の一体的な整備とともに、住工混在の解消に努め、良好な住環境の形成を図ります。
- ・ 将来発生する新たな市街地需要に対しては、計画的かつ具体的な市街地開発事業によって、良好な市街地環境の整備を図ります。

2. 市街地整備の目標

- ・ 優先的に概ね 10 年以内実施することを予定する市街地開発事業は以下のとおりです。

事業名	市町名	備考
美濃太田駅南地区市街地再開発事業	美濃加茂市	施行予定

3. その他の市街地整備の方針

- ・ 美濃加茂市本郷町や川辺町役場周辺の用途地域内の既存集落は、面的整備を検討し、良好な住環境へと再編します。
- ・ 中部台地等の住宅開発が進む地域では、地区計画制度の導入等により、良好な住環境と秩序あるまち並み整備を図ります。

4-4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1. 基本方針

(1) 主要な施設の配置の方針

① 計画的な公園・緑地の配置

- ・ 木曾川や飛驒川、津保川、川浦川等の河川緑地を軸とした緑のネットワーク、市街地の形態、公園整備の状況を踏まえ、既存公園の整備拡充を含め、歩いて利用できる街区公園を整備します。
- ・ ぎふ清流里山公園（平成記念緑のふれあい広場）の未整備ゾーンの整備の検討や前平公園の再整備を進めます。
- ・ 富加町の津保川、川浦川沿いは、自然環境と公園をネットワーク化した水辺空間の形成を図る場所と位置付け、川浦川沿いは河川公園とみぱークを整備します。
- ・ 美濃加茂市牧野地区の牧野ふれあい広場は地域防災拠点となる防災公園として整備します。

② 良好な市街地景観の演出

- ・ 広々とした田園風景が望める梨割山、川辺ダム湖周辺や飛驒川等が一望できる山楠公園は、良好な眺望を確保し、散策路等を保全します。
- ・ 飛驒木曾川国定公園に指定されている木曾川や飛驒川は、川沿いのプロムナード、親水公園等の施設整備とともに、シンボル景観にふさわしいグレードの高い水辺景観の保全・整備を図ります。

③ 交流拠点の確立

- ・ 本区域は、名古屋市や岐阜市から概ね1時間圏内であり、(都)東海環状自動車道の整備により、交流圏はさらに拡大しつつあることから、自然環境を活かした交流拠点を確立します。
- ・ 広域的なスポーツ・レクリエーション拠点となっている川辺ダム湖は、ダム湖周辺整備事業により整備された環境をより一層活かすために、住民の意見を取り入れながら、ダム湖と一体となった周遊機能等の充実を図ります。
- ・ 梨割山周辺は、良好な里山の自然が多く残り歴史的な資源も散在しており、散策道等を整備し、自然に親しむ交流拠点としての利活用の整備を検討します。

④ 人と自然との一体化

- ・ 木曾川、飛驒川及び津保川、川浦川や森林のもつ「潤い」、「やすらぎ」を生活の中で感じることができる生活環境を創出するため、豊富な自然、田園を取り込んだ自然・レク

リエーション機能を整備します。

⑤ 良好な自然環境の保全と有効活用

- ・ 川、森林、農地、田園風景等の豊かな水と緑の自然環境に身近にふれあうことができるまちづくりを推進します。
- ・ 美濃加茂市の市街地開発が南部から北部方向へ進行している中で、中央部の丘陵地や北部の山林の森林保全に努めます。
- ・ 川浦川は、自然環境を保全するとともに、自然環境を活かした水遊びができるような親水空間としての活用を図ります。
- ・ 「深萱の農村舞台」などの歴史的資源は、周辺の緑地と合わせ、地域制緑地への位置付けについて検討します。

⑥ 良好な生産環境の確保

- ・ 市街地周辺や下米田、蜂屋地区から富加町に広がる農地は、食料の安定供給を行うために整備済みの集団的な優良農地として確保・保全を図ります。
- ・ 北部の森林は、木材生産機能を有していることから、積極的な整備を図ります。

(2) 整備水準の目標

- ・ 本区域における都市計画公園の概ね 20 年後の整備水準の目標として、都市計画区域人口一人当たりの公園面積を 27.9 m²/人とし、都市計画決定された公園すべての整備を進めます。

2. 主要な緑地の配置の方針

良好な自然的環境を構成する主要な緑地は、緑地の機能を以下の系統別に評価し、それぞれの配置の方針を示します。

(1) 環境保全系統

- ・ 現在の市街地形態、将来の市街地拡大地区、誘致距離圏を踏まえて都市計画公園・緑地を配置します。
- ・ 坂祝神社や深萱の農村舞台など良好な自然環境を有する区域は、地域制緑地として位置付けます。

(2) レクリエーション系統

- ・ 住民のスポーツ・レクリエーションの場として、グラウンド等の機能を有する前平公園、半布ヶ丘公園、山楠公園等を配置します。
- ・ 緑の拠点による公園・緑地体系を構成する公園・緑地としてぎふ清流里山公園（平成記念緑

のふれあい広場)、川辺湖岸緑地及び左岸緑地、木曾川緑地ライン公園等を配置します。

- ・ 主要な既存の公園・緑地である東山森林公園下米田さくらの森、みのかも文化の森、みのかも健康の森、リバーポートパーク美濃加茂を緑の拠点に位置付けます。

(3) 防災系統

- ・ 丘陵地や農地、ため池等は保水機能を有する施設として位置付け、保全・整備を図ります。
- ・ 牧野ふれあい広場を地域防災拠点に位置付けます。

(4) 景観構成系統

- ・ 住宅地では、敷地内の緑の育成を図るとともに、工場の敷地外周の緑化を促進し、緑豊かな工業地景観として位置付けます。
- ・ 田園集落地では、集落地内の緑や石垣等を主要な景観要素として位置付け、その保全と育成を図ります。
- ・ 良好な河川景観や貴重な丘陵地の山並み景観は保全に努めます。
- ・ 河川景観を眺望できるポイントやルートの整備を図り、良好な河川景観を本区域の個性の一つとして位置付け、アピールします。

3. 実現のための具体の都市計画制度の方針

- ・ 他の制度との連携のもと、良好な自然的環境の保全やレクリエーション、防災、景観形成等の諸機能を効果的に発揮できるように配置された緑地の、整備又は保全を実現するために選択する具体の都市計画制度は以下のとおりです。

種 別	整備・保全の内容
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の公園・緑地の配置を踏まえ、これらを拠点とした公園・緑地体系を形成 ・ 川辺ダム湖周辺地域は、住民の意見を取り入れながら、ダム湖と一体となった周遊機能等の充実 ・ 梨割山周辺は、緑地としての指定を検討
緑地協定	地域住民等から要望のあった地区について、緑地協定を締結することにより緑地の保全

- ・ 丘陵地や農地、ため池等は保水機能を有する施設として位置付け、保全・整備を図ります。

4. 主要な緑地の確保目標

- 優先的に概ね10年以内に整備することを予定する公園等の公共空地は以下のとおりです。

種別	市町名	名称
公園	美濃加茂市	牧野ふれあい広場
	富加町	河川公園とみぱーく

1 用語の解説

1 共通（語尾等の表現について）

本文中における各種方針の記述がどのような意思を持っているかを明確に示すため、語尾等の表現は以下のとおり統一しています。

語 尾 等	説 明
～進めます。 ～行います。 ～するものとします。 ～定めます。 ～強化します。 ～構築します。 ～集約します。 ～実施します。 ～推進します。 ～導入します。 ～保全します。 ～誘導します。 ～抑制します。 ～配置します。	【定義】 ・ 県・市町が主体的に、目標年次である 2030 年までに実行(※)する施策又は実行済み（実行中）の施策。 例) インターチェンジの周辺はその好条件を活かし工業団地を形成します。 例) 生産性の高い農地については、保全します。 ※「実行」とは、土地利用系の場合は都市計画決定すること、都市施設系の場合は都市計画決定する又は整備することをいう。
～位置付けます。 ～検討します。	【定義】 ・ 目標年次である 2030 年までに、その方針（実行主体等も含む）を定め、実行するもの。
～促進します。 ～努めます。 ～図ります。 ～目指します。 ～目標とします。	【定義】 ・ 目標年次である 2030 年までに実現されることを目指す又はそのための施策を実行中のもの。
(仮称)○○	都市計画決定を予定する都市計画施設（道路、公園等）名称
(国)○○号	都市計画道路以外の一般国道
(主)○○線	都市計画道路以外の主要地方道
(一)○○線	都市計画道路以外の一般県道

2 個別

用 語		説 明
あ	ICT	Information and Communication Technology の略。情報通信技術。
	ITS	Intelligent Transport Systems の略。高度道路交通システムと直訳され、道路交通の安全性、輸送効率、快適性の向上等を目的に、最先端の情報通信技術等を用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築する新しい道路交通システムの総称。
	アクセス	道路や交通機関を用いて、ある地点や施設へ到達すること。
	アメニティ	快適性。住み心地の良さ。
い	インバウンド	訪日外国人旅行客誘致。
	インフラ	インフラストラクチャーの略。道路、橋りょう、ダム、学校、病院、鉄道、上下水道、電気、ガス、電話など経済・生産基盤を形成するものの総称。社会資本。
う	魚つき保安林	森林法において、水源のかん養、土砂災害の防備など、特定の公共目的の達成のために指定される 17 種類の「保安林」の一つ。魚つき保安林は、水面に対する森林の陰影の投影、魚類等に対する養分の供給、水質汚濁の防止等の作用により魚類の生息と繁殖を助ける。
	雨水流出抑制施設	治水対策の一環として、敷地内に降った雨水をそれぞれの敷地内で貯留、浸透させることにより、洪水発生を防止することを目的とした施設。具体的には、地下貯留槽などの貯留施設と、浸透ます、透水性舗装などの浸透施設がある。
	ウォーターフロントパーク	河川、湖沼などの水際、水辺の公園。
え	NPO	Non-Profit Organization の略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。 そのうち、「特定非営利活動促進法」に基づき、法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人（NPO 法人）」という。
お	大型商業施設	主に大規模小売店舗立地法（大店立地法）が適用される店舗面積 1,000 m ² 超の大型商業施設（店舗）をいう。
	オープンスペース	公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空き地を総称していう。都市計画法上の用語としては「公共空地」がある。建築基準法では、総合設計制度における空き地（公開空地）がある。
	汚水処理人口普及率	国土交通省、農林水産省、環境省がそれぞれ所管する下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等の汚水処理施設の普及状況を、それらを使える人口の総人口に対する割合で表した指標。
	オリベストリート	岐阜県が提唱する、県出身の先人・古田織部が好んだ自由奔放、独創性などの特徴・理念（オリベイズム）を現代の生活全般に反映させ、岐阜県の産業・文化の活性化を進めるプロジェクト（オリベプロジェクト）の一つの取り組みであり、陶磁器のまちとして発展してきた資産を活かした「賑わいのまちづくり」、「ビジターズ産業おこし」として多治見市が進めるプロジェクト「オリベストリート構想」の対象として選定された地区。

用 語		説 明
	温室効果ガス	大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称のこと。人間活動によって増加した主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスがある。
	オンデマンドバス	予約型の運行形態方式のバス。運行方式、運行ダイヤ、発着地の自由度の組み合わせにより、多様な運行形態が存在する。
か	街区公園	都市公園のうち、もっぱら街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。誘致距離 250m の範囲内で 1 か所あたり面積 0.25ha を標準として設置する。
	開発許可制度	都市計画法における開発行為に対する許可制度。都市の水準を確保するため、一定規模以上の開発行為に対して、道路などの必要な公共施設の整備などの技術的基準を設けている。市街化調整区域においては、一定のものを除き開発行為自体を制限している。
	可住地	居住に利用できる土地。岐阜県の都市計画基礎調査では、水面、その他自然地（原野・牧野、荒地を除く）、道路用地、交通施設用地、公共空地、公共施設用地、その他公的施設用地、商業用地、工業用地を「非可住地」とし、それ以外を「可住地」としている。
	合併浄化槽	し尿と生活雑排水をあわせて処理する浄化槽のこと。
	観光地区	自然環境に恵まれた地域において、観光施設又はレクリエーション施設を特定の地域に限定して集中立地を図るために定められる地区。
	緩衝機能	隣接、近接する異種異用途の間に介在することで、両者間で生じる問題や影響を緩め和らげる働きや役割のこと。
	環状道路	都市の一部又は全部を囲み、都心に用事のない交通を迂回させることを目的とする道路。
	幹線街路	都市計画道路の一つ。都市の主要な骨格をなし、近隣住区等における主要な道路又は外郭を形成する道路で、発生又は集中する交通を当該地区の外郭を形成する道路に連結するもの。
き	既存ストック	これまでに整備された都市基盤施設や公共施設、建築物などの蓄積のこと。
	急傾斜地崩壊危険区域	がけの斜面角度 30 度以上、かつ高さが 5m 以上のがけ地のうち、崩壊のおそれがあるとして法律により知事が指定した区域。
	狭隘（きょうあい）道路	幅員が狭く、自動車の通行に支障を来す道路。
	緊急輸送道路	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。
	近隣公園	都市公園のうち、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。近隣住区あたり 1 か所を誘致距離 500m の範囲内で 1 か所あたり面積 2ha を標準として配置する。
	近隣商業地域	都市計画法に基づく用途地域の一種。近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するための地域などに指定される。

用 語		説 明
く	区域区分	<p>都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分することで、一般的に「線引き」と呼ばれているもの。無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和など、地域の実情に即した都市計画を樹立する上で根幹をなす。昭和 43 年の都市計画法改正により導入された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 12 年の都市計画法改正により、都市計画区域毎に区域区分を定めるか否か、また定める場合にはその方針について、都市計画区域マスタープランの中で示すこととなった。 ・区域区分の決定にあたっては、当該都市計画区域の人口・産業動向、都市的土地利用の現況及び動向を勘案するとともに、都市活動と農林漁業との調和に十分配慮して適切に設定する必要があるとされている。
	区画道路	都市内道路のうち、交通の機能よりも、沿道の出入り機能の役割が大きい道路で、地域住民の日常生活に密着した道路。
け	経営耕地面積	農家が経営する耕地（田、畑、樹園地の計）の面積をいう。経営耕地は自己所有地と借入耕地に区分される。
	景観行政団体	景観法により定義される景観行政を司る行政機構。政令指定都市又は中核市にあつてはそれぞれの地域を管轄する地方自治体が、その他の地域においては基本的に都道府県がその役割を負う。ただし、景観法に基づいた規定の事務処理を行うことを都道府県知事と協議し、同意を得た市町村の区域にあつては、それらの市町村が景観行政団体となる。また、景観行政団体は、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることができる。景観計画区域に指定された区域では、建築や建設など景観にかかわる開発を行う場合に、設計や施工方法などを景観行政団体に届け出るなどの義務が生じる。
	景観計画	景観法に基づき、景観行政団体である都道府県や市区町村が定める計画。地域の景観形成の総合的な基本計画であり、景観計画の区域や景観形成の方針、行為ごとの規制内容等を定める。
	景観条例	景観づくりの理念や目標、具体的なまちづくりの誘導や市民の意見の反映などに関し、必要な手続や方策等を制度的に定める条例。県単位又は市町村単位で、議会の議決を経て制定される。
	景観地区	建築物の形態意匠の制限等により、市街地の良好な景観の形成を図るために定められる地区。
	形態規制	<p>用途制限との関連で、地域ごとに建物の建て込みや規模（建蔽率、容積率、道路斜線、日影）などについて規制しようとするもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 建蔽率：建築物の建築面積の敷地面積に対する割合。 2) 容積率：建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合。 3) 日影規制：隣地に与える日照の影響により中高層の建築物の高さなどを制限する。 4) 斜線規制：道路・隣地からの距離により建築物の高さを制限する。

用 語	説 明
	<p>下水道</p> <p>生活排水、工場排水、雨水等の下水を排除するために設けられる排水管などの排水施設、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設、これらの施設を補完するために設けられるポンプ施設を含む施設の総体で、公共下水道、流域下水道及び都市下水路の3種類に分類される。</p> <p>下水道の設置・管理は、公共下水道及び都市下水路については原則として市町村が行い、流域下水道については原則として都道府県が行う。</p>
	<p>ゲストハウス</p> <p>一般的に、比較的安価な料金で利用できる、主にバックパッカー向けの宿泊施設。</p>
	<p>減災</p> <p>災害の被害を軽減すること。</p>
	<p>建築協定</p> <p>住民の合意のもとに、一定地域内の建築物の構造・用途・形態・デザインなどに関する基準を定める建築基準法に基づく制度。</p>
	<p>建蔽率</p> <p>建築物の建築面積の敷地面積に対する割合のこと。</p>
ハ	<p>広域公園</p> <p>都市公園のうち、主として一つの市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園。地方生活圏など広域的なブロック単位ごとに1か所あたり面積50ha以上を標準として配置する。</p>
	<p>広域道路</p> <p>県内及び他県との交流を支え地域の連携を促す幹線道路で、高規格道路と一体的に機能する一般国道及び主要な都道府県道等のこと。</p>
	<p>広域防災拠点</p> <p>広域的な災害対策活動が円滑かつ効率的に行われるための活動拠点。主に人やモノの流れを扱う拠点となり、救援物資の中継・分配機能、広域支援部隊の一次集結・ベースキャンプ機能、海外からの支援物資・人員の受入れ機能、災害医療支援機能、物資等の備蓄機能の全て又は一部を機能として持つ。</p>
	<p>高規格幹線道路</p> <p>自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国の主要都市間を連絡し、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。</p>
	<p>公共下水道</p> <p>主として市街地における下水を排除又は処理するため、地方公共団体が計画、設置、管理する下水道。単独公共下水道、流域関連公共下水道及び特定環境保全公共下水道がある。</p>
	<p>公共車両優先システム (PTPS)</p> <p>交通管理者の交通管制システムとバス事業者のバスロケーションシステムとを有機的に結合したシステム。路上の光学式車両感知器とバス車載装置間で双方向通信を行い、バス優先信号制御、バスレーン内違法走行車への警告、バス運行管理支援、所要時間表示などをリアルタイムで行う。</p>
	<p>公共水域</p> <p>公共利用のための水域や水路のことをいい、河川、湖沼、港湾、沿岸海域、公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水域や水路をいう（ただし、下水道は除く）。</p>

用 語	説 明
工業地域・準工業地域	都市計画法に基づく用途地域の一種。主として工業の利便を増進するために定める地域。工業地域内ではホテル・キャバレー等の風俗営業施設、映画館、学校、病院等の建築物は建てられない。 これに対して、準工業地域は主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するために定める地域であり、最も制限が緩い用途地域であるが、火薬等の危険物の製造工場や貯蔵施設のほか、悪臭、騒音、健康阻害等のおそれのある工場などの建築物は建てられない。
交通結節点	異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。具体的な施設は、鉄道駅、バスターミナルなど。
高度地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、市街地の環境の維持又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区。
高度利用地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、建築物の敷地などの統合を促進し、小規模建築物の建築を抑制するとともに、建築物の敷地内に有効な空地を確保することにより、土地の高度利用と都市機能の更新を図る地区。
交流産業	ある地域が他の地域の人々を招き入れ、情報や文化を交換し、交流することに関わる産業の総称。具体的には、イベント・コンベンションの開催・誘致、特産品の開発・販売、地域の情報発信などが挙げられる。
交流人口	地域外からの旅行者や短期滞在者。
コミュニティ	人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、及びその人々の集団。地域社会。共同体。
コミュニティバス	交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う乗合バス、もしくは、市町村自らが自家用有償旅客運送者の登録を受けて行う市町村運営有償運送により運行するものをいう。
コミュニティ・プラント	下水道区域以外の住宅団地等から排出されるし尿と生活雑排水を集合処理するために市町村が設置・管理する地域し尿処理施設。
コンパクト+ネットワーク	人口減少下において、生活に必要な各種のサービスを維持し、効率的に提供していくために、各種機能を一定のエリアに集約化（コンパクト化）するとともに、各地域をネットワーク化することで各種の都市機能に応じた圏域人口を確保するという考え方。
コンパクトシティ	都市内の中心市街地、主要な交通結節点周辺等から、都市機能の集積を促進する拠点（集約拠点）を地域特性を踏まえて選択して位置付け、複数の集約拠点と都市内のその他の地域とを公共交通を基本に有機的に連携させる拠点ネットワーク型の「集約型都市構造」のこと。
さ サイン	目印・表示・標識などをいう。特に、不特定多数の利用者を対象として公的機関が設置し、日常社会生活の中で主として行動の指標となる情報を伝えるものとして、公的サインがある。

用 語	説 明
里山	集落、農地の周辺にある農業・生活に使われていた森林。(竹林を含む)
砂防えん堤	土砂の流出を防止したり調節したりするために設けるもの。
砂防指定地	大雨などで山の斜面や谷などが浸食されて発生する土砂の流出による被害を防止するために、砂防設備が必要な土地又は一定の行為の制限を行う土地として国土交通大臣が指定した土地のこと。
シェアサイクル	相互利用可能な複数の自転車置き場からなる、自転車による面的な都市交通システム。
市街化区域	都市計画区域のうち、「既に市街地が形成されている区域」と、「概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域」。用途地域などを定め、秩序ある市街地形成を図るとともに、市街化を促進する都市施設を定め、市街地開発事業などによって整備、開発を積極的に進めるべき区域とされる。
市街化調整区域	都市計画区域のうち「市街化を抑制すべき区域」。市街化調整区域内では、原則として、農林漁業用の建物等を除き開発行為は許可されず、また用途地域を定めないこととされ、市街化を促進する都市施設も定めないものとされている。
市街地開発事業	一定の地域について、総合的な計画に基づき、公共施設、宅地や建築物の整備を一体的に行う、面的な市街地の開発事業。土地区画整理事業、市街地再開発事業などが該当する。
市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的に、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を行う事業。事業種別には第一種（権利変換方式）と第二種（管理処分方式）がある。
寺社叢（じしゃぞう）	寺社の敷地内や参道沿いの庭園樹木や森林。
地震防災対策推進地域	南海トラフ地震が発生した場合に著しい被害が生じるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域（南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域）。国が全国で 29 都府県・707 市町村を指定おり、県内では岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、郡上市、下呂市、本巣市、海津市、羽島郡、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡、本巣郡、加茂郡、可児郡が指定されている。
自然環境保全地域	自然環境保全法及び都道府県条例に基づき、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された地域。
自然的土地利用	田畑などの農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川などの土地利用を加えたもの。
地場産業	特定の一地方において、その地方の資源・労働力を背景に古くから発展し、その地に定着している産業。
市民緑地	都市内の民有地の緑を保全し、良好な都市環境を確保するために、樹林地などの所有者と地方公共団体などが契約を行い、地方公共団体などが施設を整備し、市民緑地として一定の期間管理し、住民に公開するもの。所有者は土地にかかる税金の優遇措置が与えられる。
社会基盤	産業や社会生活の基盤となる施設。道路、鉄道など産業基盤の社会資本、および学校、病院等の生活関連の社会資本など。インフラ。

用 語	説 明
住区基幹公園	比較的小規模な公園のことで、街区公園、近隣公園、地区公園の種類がある。
終末処理場	下水を最終的に処理して、河川その他の公共の水域に放流するために下水道施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設のこと。
集約型都市構造	⇒コンパクトシティ【⇔分散型都市構造】
重要水防箇所	堤防の大きさが不足している箇所、洪水が堤防や地盤を浸透し湧き出る箇所、堤防の法くずれの危険性のある箇所など、洪水時に危険が予想され、重点的に巡視点検が必要な箇所を示すもの。
重要伝統的建造物群保存地区	文化財保護法第144条第1項に基づき、伝統的建造物群保存地区の区域の全部又は一部で我が国にとってその価値が特に高いものとして文部科学大臣が選定する地区。
循環型社会	廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用、適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。
小規模集合排水処理施設	市町村が汚水等を集合的に処理する施設であって、小規模なもの整備促進を図るため、地方単独事業により実施するもの。
新五流域総合治水対策プラン	岐阜県は8つの流域に分かれており、それらの流域面積やそこに流れる河川の規模、さらにはその流域における近年の災害の発生状況や河川整備状況などを踏まえ、総合的な治水対策プランを作成する対象流域を長良川、宮川（神通川）、揖斐川、土岐川、木曾・飛騨川の5流域としている。その5流域の総合的な治水対策プランを総じて新五流域総合治水対策プラン（新五流総）という。
親水空間	水と親しむことを主目的とした場所のこと。
浸水想定区域 （洪水浸水想定区域）	洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると指定された河川が、想定し得る最大規模の降雨によって氾濫した場合に浸水が想定されるとして指定された区域。
水源涵養機能	森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。
水棲生物	水中又は水辺に生息する生物。
ストックマネジメント	持続可能な事業の実現を目的に、目標を定め、施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状況を予測しながら、施設を計画的かつ効率的に管理すること。
ストリート・ファニチャー	道路、主として歩道上に設置される様々な街路備品。ベンチ、街路灯、標識などが挙げられる。
スプロール	市街地が無計画に郊外へ拡大し、無秩序な市街地を形成すること。道路や下水道等の都市施設が整備されないまま低質な市街地が形成され、防災上、環境上の問題を生ずるのみでなく、市街地環境を改善するにあたって公共投資の非効率化を招くなど、社会的、経済的な困難を生ずることが弊害として挙げられる。
スマートインターチェンジ	高速道路本線やサービスエリア、パーキングエリア等から乗り降りができるように設置されるインターチェンジ。通行可能な車両（料金支払い方法）をETC搭載車両に限定している。

用 語		説 明
	スローライフ	現代社会のスピードと効率を追い求める慌しい暮らしや働き方を見直し、人生をゆったりと楽しみ、生活の質を高めようという生活様式に関する思想の一つ。
せ	生活環境保全林	地域住民の生活周辺において防災機能と保健休養機能を与えてくれる森林として都道府県が指定し、治山事業として整備する森林。
	製造品出荷額等	「製造品出荷額」、「加工賃収入額」、「修理料収入額」、「製造工程から出たくず及び廃物」の出荷額及びその他の収入額の合計。
	線引き	都市計画区域を、計画的に市街化を図る市街化区域と、市街化を抑制する市街化調整区域に分けること。都市計画法では「市街化区域及び市街化調整区域との区分（あるいは単に「区域区分」）」と称している。【⇔非線引き】
そ	ソフトピアジャパン	1996年に岐阜県大垣市に誕生した、情報産業を育成、振興、集積するIT拠点。
	ゾーン30	生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度30km/hの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策。
た	大規模集客施設	建築基準法別表第二（か）項に掲げる建築物。劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの。
	大規模集客施設立地エリア	都市構造に大きな影響を与える大規模集客施設について、現在既に立地している場所や今後立地予定の場所で、計画的に適正な立地を進め、商業機能の維持と発展を図るエリアのこと。原則として、そのエリアのみを大規模集客施設が立地可能な都市構造として許容する。具体的には、立地可能な用途地域（近隣商業・商業・準工業地域）にある施設を位置づけることとしているが、立地不可能な用途地域にある施設を位置づける場合でも、今後個別に広域調整手続きを行った後、立地可能な用途への変更を行う予定としている。
	大規模集客施設立地規制地区	特別用途地区の一つで、中心市街地活性化への影響が大きいと考えられる、準工業地域における大規模集客施設の立地を制限するために定められる地区。
	第1次産業	産業を3部門に分類した場合の一区分。日本標準産業分類の大分類では農業、林業、漁業がこれに該当する。
	第2次産業	産業を3部門に分類した場合の一区分。日本標準産業分類の大分類では鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業がこれに該当する。

用 語	説 明
第3次産業	産業を3部門に分類した場合の一区分。日本標準産業分類の大分類では電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、他に分類されないサービス業、公務がこれに該当し、農林水産業、鉱工業、建設業以外のサービス生産活動を主体とするすべての業種が含まれる。
タウンマネジメント	市民、行政、商店街など地域を構成する様々な主体が参加し、広範な問題を内包するまちの運営を横断的・総合的に調整・プロデュースし、中心市街地の活性化と維持に主体的に取り組むこと。中心市街地活性化法においても、このタウンマネジメント機関の役割が重視されている。
立場（たてば）	江戸時代に、五街道等で次の宿場町が遠い場合その途中に、また峠のような難所がある場合その難所に、休憩施設として設けられたものをいい、茶屋や売店が設けられていた。俗にいう「峠の茶屋」も立場の一種である。馬や駕籠の交代を行うこともあった。藩が設置したものや、周辺住民の手で自然発生したものもある。また、立場として特に繁栄したような地域では、宿場と混同して認識されている場合がある。継立場（つぎたてば）あるいは継場（つぎば）ともいう。
地域高規格道路	高規格幹線道路を補完し、地域相互の連携交流や空港・港湾などの広域交通拠点などを連結する規格の高い道路。4車線以上の道路で時速60～80km以上で高速走行できる自動車専用道路かこれと同等の機能を持つ道路。
地域公共交通網形成計画	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に基づいて地方公共団体が作成する、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画。
地域森林計画対象民有林	民有林を対象として、森林計画区ごとに都道府県知事が全国森林計画に即して5年ごと10年を1期として立てる計画。
地域地区	都市計画法に基づく都市計画の種類の一つで、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、地域又は地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。
地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される体制。
地域防災計画	ある一定の地域において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、各防災機関の任務を明確にし、全力をあげて災害の発生を防止し、さらに応急的援助を行うなど被害の軽減に努めるよう、事前の対策をまとめたもの。
地区計画	都市計画法に定められた制度の一つで、地区の特性にふさわしい良好な都市環境の維持・形成を図るために、必要な事項を定める制度。ある地区が目指す将来像を示したり、生活道路の配置や建築物の建て方のルールなどを定める。住民等の意見を反映して、その地区独自のきめ細かなまちづくりルールを定めることができる。

ち

用 語	説 明
	<p>治水安全度</p> <p>水害に対する安全性を示す指標であり、通常は過去の実績から統計的に算出される降雨の年超過確率で表す。例えば、「〇〇川の治水安全度は 1/10 である」といった場合、10 年に 1 回程度降る大雨でも水害が起きない可能性が高いことを意味する。計画上の治水安全度は、建設省（当時）河川局監修の河川砂防技術基準（案）同解説（計画編）（平成 9 年）によれば、「計画の規模（治水安全度）は、河川の重要度や被害の実態、経済効果等を総合的に考慮して定める」とされている。</p>
	<p>駐車場整備地区</p> <p>都市計画法に基づく地域地区の一つで、商業地区や住居地区内で、自動車交通の多い地区において、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保するため、駐車場の整備を推進する必要がある地区。</p>
	<p>中心市街地活性化基本計画</p> <p>地方都市の個性や独自性を活かし、中心市街地の総合的な魅力の増進と活性化を図るための計画を地方公共団体から募り、優れた計画を認定して事業を積極的に推進する計画。</p>
	<p>超高齢社会</p> <p>高齢化率（総人口に占める 65 歳以上の人口割合）が 21% を超える社会。高齢化率が 7% を超えたときに高齢化社会、14% を超えたときに高齢社会と分類している。</p>
	<p>鳥獣保護区</p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）に基づき、鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るために指定される区域。</p>
	<p>調整池</p> <p>短時間の集中的な降雨などにより、増水しつつある河川への洪水流出量を抑制するための施設。</p>
つ	
て	<p>DID</p> <p>Densely Inhabited District の略。人口集中地区と直訳され、国勢調査の集計のために設定される統計地域で、人口密度が 40 人/ha 以上の国勢調査の調査区が集合し、合計人口が 5,000 人以上となる地域。</p> <p>低炭素社会</p> <p>二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。低炭素型社会、脱炭素社会ともいう。</p> <p>低・未利用地</p> <p>土地基本法において、土地は国民のための限られた貴重な資源であり、適正かつ合理的な利用をすべきものとして位置付けられているが、こうした観点に立ったときに、本来、建築物などが建てられその土地にふさわしい利用がなされるべきと考えられる土地において、そのような利用がなされていない場合、これを一般的に低・未利用地という。</p> <p>同種概念に都市計画法に基づく遊休土地がある。都市計画運用指針では、未利用とは何らの用途にも供されていない状態、低利用とは対象土地の利用の程度が周辺地域における同一の用途、又はこれに類する用途に供されている土地の利用程度と比較して著しく劣っている状態をいう。</p>

用 語		説 明
	テクノプラザ	VR技術やロボット技術など科学技術に関する各研究開発機能が集積する研究開発拠点であり、「IT」と「ものづくり」の融合による産業の高度化・情報化・及び新産業の創出を目指している。情報提供や人材育成・研究開発支援機能をもたせる地域産業の高度化を推進する中核拠点として整備された施設で、県有施設である岐阜県科学技術振興センターと第三セクターの株式会社VRテクノセンターから成る合築施設となっている。
	デマンド型交通	予約型の運行形態の輸送サービスを指す。路線定期型交通と異なり、運行方式、運行ダイヤ、発着地の自由度の組み合わせにより様々な運行形態が存在する。
	伝統的建造物群保存地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、価値のある伝統的建造物群及び周辺環境を保存するために指定される地区。建造物、土地の形質、樹木など現状の変更に対して規制を受ける。
と	東濃研究学園都市	東濃西部地域における先端科学技術研究施設が集積した都市のこと。研究者により良い環境を提供するため、クオリティーの高い居住空間、交流施設などを整備し、世界に誇ることができる快適で高機能なまちづくりを、地域と一体となって進めている。
	特定空家	空家等のうち、(イ)そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、(ロ)そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、(ハ)適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、(ニ)その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められるもの。
	特定環境保全公共下水道	公共下水道のうち、市街化区域以外の区域において設置される下水道。
	特定用途制限地域	都市計画法に基づく地域地区の一つで、用途地域が定められていない地域（市街化調整区域を除く）において、良好な環境の形成・保持の観点から、望ましくない用途の建築物などの建築を制限する地域。
	特別業務地区	卸売市場等の流通業務施設を集中立地及び幹線道路沿い等で沿道サービス施設の立地を図るために定められる地区。
	特別工業地区	特別用途地区の一つで、周辺地域との環境保全を図りながら地場産業の育成を図る等のために定められた地区。
	特別用途地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、用途地域を補完するものとして、特別の目的から特定の用途の利便の増進又は環境の保護等を図るために定める地区。特別工業地区などがある。

用 語	説 明
特別緑地保全地区	都市計画区域内の緑地の良好な自然的環境を保全するために定められる地区。都市緑地法第 12 条に規定された制度。2004 年の旧都市緑地保全法の改正（同改正により法律名も改称）により、従前の都市緑地保全地区の規定が、都市緑地保全地域及び特別都市緑地保全地区の規定として改められている。都市計画法及び関連法令の規制を受けるべき土地として指定される「都市計画区域」内で良好な自然環境を形成している緑地のうち、市町村が都市計画に「地域地区」の一つとしてその区域を定めた緑地。神社、寺院等と一体となって文化的意義を有するもの、風致・景観が優れ、地域住民の生活環境として必要なもの、動植物の生息地又は生育地で保全する必要があるものなどが設定される。
都市型水害	アスファルト舗装の道路や密集したコンクリート建物は地中への雨水の浸透を低下させる。このような都市において、局地的な豪雨による雨水が一気に下水道や中小河川へ流れ込み、排水処理機能がこれに追いつかない場合に雨水があふれ出すことにより発生する水害。
都市農業	市街地及びその周辺の地域において行われる農業のこと。
都市基幹公園	都市公園のうち、都市の骨格を形成する大規模な公園であり、市民全般を対象としたもの。総合公園と運動公園によって構成される。
都市機能	一般的には都市及びそこで営まれる人間社会を構成する主要な機能。例えば「居住機能」「工業生産機能」「物流機能」「商業・業務機能」「行政機能」「文化機能」「レクリエーション機能」などの都市的な機能のほか、「自然機能」や「農業機能」もそれに含んで指す場合も多い。なお、都市インフラ（道路・鉄道、公園緑地、上下水道、都市河川などの都市基盤施設）のうえに上記のような都市機能が配置され、ひとつの都市構造を形成するが、駅、インターチェンジ、空港などの交通施設、公園緑地などは、インフラでもあり、同時に都市機能でもある。
都市機能誘導区域	医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。都市再生特別措置法に基づいて市町村が作成する立地適正化計画で定める。
都市計画区域	都市計画法とその関連法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等の現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域について都道府県が指定する。
都市計画区域マスタープラン	都市計画法第 6 条の 2 の規定に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のこと。一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、その区域ごとに、都道府県が一市町村を超える広域的な見地から、区域区分をはじめとして都市計画の基本的な方針を定める。

用 語	説 明
都市計画公園	都市計画区域内において、都市計画法 11 条の都市施設として都市計画決定された公園。公園の種別としては、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園、特殊公園があるが、公園の機能に応じた規模の適正化を図るため、公園種別に応じた規模を基準として定める。公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地に関する都市計画は、面積が 10ha 以上については広域的見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設として都道府県知事が、その他については市町村が定める。
都市計画道路	都市の基盤的施設として都市計画法に基づき都市計画に定められた道路のこと。以下の 4 種類がある。 ①自動車専用道路 ②幹線街路 ③区画街路 ④特殊街路
都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続き、開発許可・建築制限などの都市計画制限、都市計画事業の認可・施行などについて定めた法律。昭和 44 年（1969 年）施行。
都市公園	都市公園法にいう都市公園には、以下のものがある。 ①国営公園（広域的な利用に供するもの及び国家的な記念事業等として設置するもの） ②地方公共団体が設置する都市公園（街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園等）
都市高速鉄道	都市における鉄道のうち、都市計画上必要な都市施設として都市計画法に基づき定められたものをいう。
都市再生整備計画	都市再生特別措置法第 46 条第 1 項に基づき市町村が作成する、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施するための計画。
都市施設	道路、公園、下水道など、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。都市計画法第 11 号において道路、鉄道などの交通施設や公園、緑地などの公共空地等を都市施設としている。これらの都市施設は、土地利用、交通などの現状、将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定めることとされている。
都市的土地利用	主として都市における生活や活動を支えるため、人為的に整備、開発された住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路等による土地利用のこと。
都市のスポンジ化	都市のなかで、小さな敷地単位で低未利用地が散発的に発生する現象。
都市緑地	主に都市の自然的環境の保全・改善及び健康で文化的な都市生活の確保の用に供するために設けられる緑地。
土砂災害危険箇所	急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所の総称。
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。（通称：イエローゾーン）

用 語		説 明
	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。（通称：レッドゾーン）
	土石流危険溪流	土石流の発生の危険性があり、人家に被害を及ぼすおそれのある川や沢をいう。
	土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や公共施設の整備を図る事業。土地区画整理事業の基本的な仕組みは、土地の所有者が道路、公園など公共施設用地を生み出すために土地の一部を提供（減歩）し、宅地の形を整えて交付（換地）するものである。
	土地利用計画	無秩序な市街化の防止や、土地の合理的な利用を図るための計画のこと。その実現のための手法には、区域区分（線引き）や地域地区（用途地域等）などがある。
な	内水排除	河川の水を外水と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地（人が住んでいる場所）にある水を「内水（ないすい）」と呼ぶ。内水を排除することを「内水排除」という。
	内水氾濫	内水の水はけが悪化し、建物や土地・道路が水に浸かってしまう状態。
に ぬ		
ね	年間商品販売額	1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。
の	農業集落排水施設	一般の公共下水道とは別に、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水などを処理する施設。
	農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域のこと。その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。
	ノーマライゼーション	高齢者も若者も、障がい者も健常者も、すべて人間として普通（ノーマル）の生活を送るため、共に暮らし、共に生きていくような社会こそノーマルであるという考え方。つまり、高齢者、障がい者等があるがままの姿で、他の人々と同等の権利を享受できる社会を目指すもの。
	農用地区域	農振法に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として、市町村が農業振興地域整備計画で用途（農地、採草放牧地等）を定めて設定する区域。
は	パーク・アンド・ライド	都心部等での道路交通混雑を避けるために、都市の郊外部において自動車を駐車し、鉄道・バス等の公共交通機関へ乗り換える手法。また、バスの場合は、パークアンドバスライド、自転車を利用したものをサイクルアンドライドともいう。

用 語		説 明
	配置密度	<p>都市計画道路の配置密度の考え方は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 『整備水準』の定義については、あくまで改良済みであることを基本とする中で、現時点で事業中もしくは 10 年以内に事業化が見込まれる代表的な路線を対象とし、今後 20 年以内に整備される延長を目標値として計上する。 『市街地内』の定義については、線引き都市計画区域であれば市街化区域内、非線引き都市計画区域であれば用途地域内とする。 計上する道路については、広域的な交通処理等の交通機能や市街地内の空間形成の機能等に配慮した道路を基本として、主要な都市計画道路（自動車専用道路及び幹線街路）を計上することとする。都市計画としては、広域的な路線は他の路線と同様、市街地内における都市活動を支える重要な路線であり、県としては該当する市街地内の主要な都市計画道路を計上することが妥当であると考えている。 「都市内道路整備プログラム策定マニュアル（案）」（平成 9 年 10 月建設省）によれば、望ましい配置密度は 3.5 km/km²。
	ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。
	バス高速輸送システム (BRT)	連節バス、公共車両優先システム (PTPS)、バス専用道、バスレーンなどを組み合わせることで、速達性・定時性の確保や輸送能力の増大が可能となる高次の機能を備えたバスシステム。
	バスロケーションシステム	バスの位置情報を GPS 車載器でリアルタイムに把握することにより、バスの現在位置・運行状況・遅れ情報等の提供を行うシステム。
	ハブ	交通の路線等が集中する場所。
	バリアフリー化	障がい者や高齢者が行う諸活動に不便な障壁（バリアー）を取り除くこと。例えば、階段の代わりに緩やかなスロープをつけたり、道路の段差をなくしたりすること。
ひ	非線引き	都市計画区域マスタープランの中で、線引き不要と都道府県が判断した都市計画区域のことをいう。平成 12 年の都市計画法改正により線引き制度（市街化区域と市街化調整区域との区分）が大幅に改正され、線引きをするか否かを、都市計画区域を定めた都道府県が、地域の実情を踏まえて、都市計画区域マスタープランの中で判断する仕組みになったことを受けたもの。
	ファサード修景	主に建築物の前面について、その外観を美しく整えること。
ふ	風致地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、良好な風致の保全を目的として、樹木の伐採、土地の形質の変更、建物の規模（建蔽率、高さ）などを規制する地区。風致地区内においては、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採などの行為について、都道府県の条例（10ha 未満のものについては市町村の条例）により、都市の風致を維持するために必要な規制が課せられ、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ知事（市町村長）の許可を受けなければならない。

用 語		説 明
	フレーム	人口を最も重要な市街地規模の算定根拠としつつ、これに世帯数や産業活動の将来の見通しを加え、市街地として必要と見込まれる面積。
へ	ペDESTリアンデッキ	歩行者のための人工地盤。主に、鉄道駅、バスターミナル等の交通結節点において整備されることが多く、歩行者を自動車交通と分離し、安全で快適な歩行者空間を確保する。
	ベッドタウン	大都市の周辺に位置する住宅都市。住民の大部分が大都市に通勤し、夜だけ帰ってくるところからいう。
ほ	保安林	水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のこと。
	防火・準防火地域	都市計画法に基づく地域地区の一つで、市街地における火災の危険を防ぐため、一定の建築物を耐火建築物又は準耐火建築物にするなど、建築物の不燃化を図る地区。
	放射状道路	都市の中心地域等からその周辺へ放射状に延びる道路。
	ポケットパーク	道路沿道の公共用地を活用してつくった小公園。
	保健休養機能	森林浴やハイキングなどの森林レクリエーションをすることによって、安らぎを得たり、心身の緊張をほぐしたりする効果のこと。
	保健保安林	森林法において、水源のかん養、土砂災害の防備など、特定の公共目的の達成のために指定される 17 種類の「保安林」の一つ。森林の持つレクリエーション等の保健、休養の場としての機能や、局所的な気象条件の緩和機能、じん埃、ばい煙等のろ過機能を発揮することにより、公衆の保健、衛生に貢献する。
	ほ場整備	水田や畑を利用しやすいように整形したり大きな区画にしたりすることによって、農業が安定する農地を作り上げること。
	保存樹林	都市における美観風致の維持を図るため、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和 37 年 5 月 18 日法律第 142 号）」に基づき、都市計画区域内の樹木又は樹木の集団について、市町村長が指定するもの。
ま	MaaS	Mobility as a Service の略。情報通信技術を活用し、自家用車以外の交通手段による移動を 1 つのサービスと捉え、継ぎ目なく「移動」の概念。
	まちなか居住	鉄道駅周辺など、都市の中心地域（まちなか）に住むこと。市街地の郊外拡大によって生じた中心市街地の人口減少など「空洞化」の問題に対応して人口の回復を図ることができること、交通の便がよいため高齢者や子育て世代などが暮らしやすいこと、さらには郊外部の環境負荷を軽減したり社会資本の投資を都心に集中することにより投資効率を高めることができることなどのメリットがあるとされている。
み	密集市街地	老朽化した木造等の建築物が密集しており、かつ、十分な公共施設が整備されていないこと、その他の土地利用の状況から、防災上の安全性が確保されていない市街地をいう。
む	無電柱化	電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱又は電線の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいう。
め	メカトロニクス産業	機械装置に電子工学的知見を融合させた技術を利用する経済活動のこと。

用 語		説 明
も	モビリティ	動きやすさ、移動性、機動性。交通分野では、人が社会的活動のために交通（空間的移動）をする能力を指す。一般にモビリティは、個人の身体的能力や交通手段を利用する社会的・経済的能力、交通環境によって左右される。
や		
ゆ	遊水機能	河川沿いの田畑等において雨水又は河川の水を一時的に貯留する機能のことをいう。洪水時の河川流量、水位の低減の役割がある。
	優良農地	集団的に存在している農地、農業に対する公共投資の対象となった農地、農業生産性の高い農地など良好な営農条件を備えている農地のこと。
	ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
よ	用途地域	都市計画法や建築基準法に基づいて、住居、商業、工業など市街地における大枠としての土地利用の規制・誘導を行うもので、第一種低層住居専用地域をはじめ 13 種類がある。用途地域制度が目的としているのは、適切な土地利用計画に基づく建築物の規制・誘導であり、用途混在や建築物の過密化を防止することにより、適正かつ合理的な土地利用を実現していく。基本的には市町村が定める。
	用途転換	計画的に土地利用の転換を図る場合や、従来想定されていた市街地像と異なる建築物が相当程度立地する動向にある場合などにおいて、用途地域の変更を行うこと。
ら	ライフライン	上下水道や電力、ガス供給施設などの供給処理施設、通信施設、交通施設など、人間の生命や社会的な生活の維持に直結した施設。
り	立地適正化計画	都市再生特別措置法第 81 条第 1 項に基づいて市町村が作成する、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地の適正化を図るための計画。
	リニア中央新幹線	東京都から甲府市附近、赤石山脈（南アルプス）中南部、名古屋市附近、奈良市附近を經由し大阪市までの約 438km を、我が国独自の技術である超電導リニアによって結ぶもの。
	リノベーション	再構築すること。人口減少や高齢化等、経済社会情勢の変化に対応した都市の再構築（リノベーション）が求められている。
	リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル	ごみになる物は断ること（リフューズ）、ごみを減らすこと（リデュース）、物を繰り返し使うこと（リユース）、資源として再利用すること（リサイクル）。
	流域関連公共下水道	公共下水道は、市町村の整備・管理による主として市街地の下水を排除し、又は処理する下水道である。このうち、終末処理場を有しているものを「単独公共下水道」、終末処理場がなく流域下水道に接続するものを「流域関連公共下水道」という。
	流雪溝・消融雪施設	流雪溝とは、除雪した雪を処分するために流す溝のこと。消融雪施設とは、積もった雪を溶かす装置のこと。
	流通業務団地	流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図るために定められる地区。

用 語		説 明
	緑地環境保全地域	市街地及び集落地並びにこれらの周辺地にある樹林地、水辺地その他これらに類する自然環境を有する土地で、その自然環境を保全することが地域の良好な生活環境の維持に資するものとして、知事が岐阜県自然環境保全条例第 25 条の規定により指定するもの。
	緑地協定	住民の合意のもとに、一定地域内の緑化に関する自主的な基準を定める制度。
る		
れ	歴史的景観地区	古くから市街地を形成し、祭り、伝統、文化の中心、そして飛騨市のシンボルとなっていて、都市景観の形成を図る必要があると認める地区。
	歴史的風致維持向上計画	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第 5 条第 1 項に基づいて市町村が作成する、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上を図るための計画。
	レクリエーション機能	休養や娯楽、スポーツ活動、文化芸術活動などによって心身の疲れを癒し、充足を図る機能。具体的に、このような機能を持つ施設としては、都市公園や自然公園、スポーツ施設、様々な娯楽・遊戯施設、芸術文化施設、観光地などが挙げられる。
	連続立体交差事業	都市部における道路整備の一環として、道路と鉄道との交差部において、鉄道を高架化又は地下化することによって、多数の踏切を一挙に除却し、踏切渋滞、事故を解消するなど都市交通を円滑化するとともに、鉄道により分断された市街地の一体化を促進する事業。
ろ	ロードサイド型	幹線道路等の通行量の多い道路の沿線において、自家用車でのアクセスが主たるもののこと。